

処分事案

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立中学校事務職員が行った行為について、令和 7 年（2025 年）6 月 13 日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立中学校事務職員（男性・24 歳）・免職

2 処分事由等

令和 7 年 3 月 18 日（火）18 時 30 分ごろ、帰宅途上の当該事務職員は箕面市内のドラッグストアにて窃盗目的で同店の商品（8500 円相当）を損壊したものの、商品を棚に戻したうえで退店した。

また、翌日 3 月 19 日（水）18 時 30 分ごろ、当該事務職員は同店舗を再訪し商品 3 点（計 5070 円相当）を窃盗し、そのままドラッグストアから自転車に乗り帰宅した。

これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第 29 条（懲戒）

第 1 項

「職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

- ・第 1 号「この法律若しくは第 57 条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」
- ・第 3 号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第 33 条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」